

千葉県若葉区選挙管理委員会告示 16号

令和4年7月10日執行の参議院千葉県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和4年6月22日

千葉県若葉区選挙管理委員会委員長 小川 孝男

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第62条 第2項の規定によるくじ	千葉県若葉区役所内 千葉県若葉区選挙管理委員会	令和4年7月7日 午後5時15分
公職選挙法第62条 第4項の規定によるくじ	千葉県若葉区役所内 千葉県若葉区選挙管理委員会	令和4年7月7日 午後5時20分
公職選挙法第62条 第5項の規定によるくじ	千葉県若葉区役所内 千葉県若葉区選挙管理委員会	事実発生の都度